

平成30年11月26日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第11回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成30年11月26日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時00分				閉会の日時	午後4時00分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫		○	11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男		○		
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 高橋章				
					次長 小川修一				
					主幹 岡田清				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				

休憩 午後2時07分から午後2時20分

午後2時40分から午後3時00分

開会 午後 1時00分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから平成30年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

国のほうでは2025年の万博が大阪に決まりまして、大阪のほうでは大分盛り上がっているようでございます。皆様方には、今年は秋作業も天気がよくて順調に進んだのではないかと考えております。

そんな中で、今日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より平成30年第11回加須市農業委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当にね、農業委員、推進委員の皆さんには、お忙しいところ出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

国の方針としては、中間管理事業については、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に、JAを含めて推進するというような基本方針が決まっているようでありますけれども、こんな平地の加須市においてもなかなか中間管理事業が進んでいかないということも若干あるようです。それでも加須市はまだ良いほうでございまして、今後におきましても、農業委員、推進委員の皆さんには仕事が増えるということで、本当に大変なわけです。

県に行って、農業会議に出席するわけですが、加須市が一番案件が多いわけです。それに伴って、職員さんも大忙しで仕事をしているわけですし、今後とも、いろんな意味で間違いがあってはならない農業委員会ですから、きちんとした対応しながら、今後も頑張っていきたいと思っております。

本当に仕事が大変、家のことも大変、役職も大変となりますと、注意が緩慢になって、事故でもあると大変なことになりますので、総会だけではなく、いろんな意味で緊張感を持って頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

今日は11回ということなので、あと残り5回ですが、いい成果を残して、今後とも頑張っていきたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に対する挨拶といたします。よろしくをお願いします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員13名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を会長、お願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただいまから平成30年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

1 番 岡 島 敏 雄 委員

4 番 野 口 悦 夫 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君）　ここで、議案第1号の3条案件ですけれども、8番の樋遣川地区から13番の大越地区の案件について取下願が出されていますので、案件から除きます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君）

それでは、議案第1号、第3条の1番をご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は相続財産処分のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君）　11番、田島です。

この案件は、譲受人の　　さんは、ずっとこの土地を以前から耕作していたということで、譲渡人の相続対策というか、後継者もいないということで、できたら買って欲しくないかというようなことのようにです。問題ないと判断してまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次、2 番及び3 番の水深地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 2 番と3 番はですね、お互いの交換でございます。関係がございますので、一括にてご説明いたしたいと思っております。

2 番、3 番の案件は、交換による所有権移転で、それぞれ必要添付書類が整えられております。

お互いの農地を交換することにより、自作地もしくは自宅に近接しており、効率的に農作業、農業経営を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、双方の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（田島啓司君） 11 番、田島です。

11 月19 日ですね、推進委員の佐久間さんと一緒に行ったわけですが、本案件は、さんが受ける農地については中間管理に入っているところの土地ですが、お互いに農地を交換して、今後とも耕作しやすいようにということで話し合いが済んだようでございますので、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4及び5番の案件についてですが、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 4番と5番につきましては譲受人が同一でございますので、一括にてご説明したいと思います。

4番、5番の案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、4番、5番とも、譲渡人は規模を縮小するため、また、譲受人は規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

同じく19日にですね、推進委員の佐久間さんと一緒に さん宅に行ったわけですが、256の住宅なんですけれども、これは さんが買った宅地のようです。その2枚の農地なんですけれども、現況については埋め立てて畑の状態なんですけれども、耕作放棄地になりかねないような、そういうふうな状況でありますけれども、 さんが譲り受けて、そこで何か米の育苗ハウスをつくるような話でございました。 さんも現在15町ぐらい耕作していて、育苗ハウスが必要だというようなことで、何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は埼玉県農林公社で、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

19日ですね、推進委員の佐久間さんと現地を見て回ったわけですが、現況は耕作されているような状況で、以前から耕作をこの譲受人がしていたようでございますので、公社が間に入っの売買で、先月か先々月だったかな、公社が譲受人という形で申請が出ていたかと思ひますけれども、それを公社が入って、今回の さんが売買で使うということでございますので、何ら問題ないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は規模縮小をするため、また、譲受人は規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

11月21日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で さん宅に伺い、話を伺いました。この土地は、 さんが耕作しておりましたが、亡くなったため、相続人の さんから耕作してもらえないかという話があり、売買により譲り受けたということでございます。 さんの耕作地の隣地でもあるため、何の問題もないと思います。許可相当と思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、14番及び15番の志多見地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 14番と15番は譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたしたいと思ひます。

14番、15番の案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。また、14番、15番の譲渡人は相手の希望により、また、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。昨日25日にですね、早川委員さんが私の家へ訪れまして、明日都合がつかないので、かわって報告してくれと言われましたので、私のほうから報告いたします。

11月の21日に、松本推進委員さんが耕作者の さんより聞き取り調査を行いました。 さんが高齢になり、田んぼをどうするかと考えていましたところ、 さんからお話があり、土地を売却することに決めました。何ら問題なく、許可相当に考えます。よろしくご審議をお願いします。

続いて、15番の さんの土地ですけれども、これもですね、 さんが耕作していたそうです。それを、やはり さんが購入するというございます。以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、14番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、16番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、親子間による贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人、譲受人は親子関係で、後継者への贈与をしたいということでございまして、今回の申請となっております。

今後の耕作についても特に問題はないかと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

11月の19日に、江川推進委員さんと2人で、申請者の さんに話を聞いてまいりました。譲受人と譲渡人は親子関係ということで、父親が99歳という高齢になったため、このたび贈与という形で所有権を譲渡しようということになったそうでございまして、何ら問題はないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、17番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、また、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

11月24日、譲渡人の さんのところへ行ってまいりまして、聞き取り調査を行いました。もともとこの農地につきましては、譲受人の さんに耕作依頼いたしており、そのまま継続して耕作したいために売買ということになったようでございます。特に支障なく、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、18番及び19番の原道地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 18番と19番はお互いの交換でございますので、関係がございますので、一括でご説明いたします。

18番、19番の案件は、交換による所有権移転で、それぞれ必要添付書類が整えられております。

また、お互いの農地を交換することにより、自作地もしくは自宅に近接し、効率的に農作業、農業経営を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、双方の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

11月の19日に、推進委員の佐藤さんと2人です。さん宅にお邪魔しまして、話を伺ってまいりました。これは、両方ともにですね、耕作の利便性の向上を図りたいということで、話し合いにより交換することになったということございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、18番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、19番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図22ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、自己所有地に太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

この案件については、9月に必要な書類がそろっていなかったということで取り下げになったんですけれども、その時、適正化推進委員の佐久間さんと見て回ったときに2種農地ということで、周りは住宅ができているわけですが、本人は売買じゃなくて、太陽光をやりたいというようなことの申請のようですので、何ら問題ないかと判断してまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、居宅の進入路を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

当該申請地は、同敷地内にある長男の居宅の進入路を確保するもので、現地調査の結果、第1種農地でございますが、居宅進入路であり、不許可の例外に該当するもので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

23日に、松本昇推進委員と現地調査及び申請人本人から聞き取り調査を行いました。現在、母屋の建て替えをしてお

り、申請の時点で長男の住宅の接道も将来には別に設けなければならぬとのことで、今回の申請になったとのことです。このような理由により、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

当該申請地は、相続により取得し、隣接する宅地と併せて自己用住宅を建築するもので、現地調査の結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

18日に、推進委員の石川さんと さん宅を訪ねて、聞き取りと現地を確認してまいりました。敷地内の農地ということで、そこへ住宅を建てるということで、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図25ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、競売により取得し、その後増築したが、土地が農地のままであったため、転用申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該申請地は、昭和59年に競売により土地を取得し、昭和60年に住宅を建築し、その後、平成23年に増築したということでございますが、今後、引き続き使用したいということでございますので、本人からの始末書が添付されております。

現地調査を行った結果、農地性は第1種農地でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員、私、13番、小倉でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

11月17日、推進委員の高橋、細谷両委員さんとともに さん宅を訪れて、聞き取りをしてまいりました。事務局の説明のとおりで、是正したいということでありました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図26ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、母屋の建て替えのため進入路を確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されます。現在の接道と認識していた自宅南側道路が建築基準法の要件を満たしてしていないため、自宅北側からの道路幅員等の要件を満たし進入路を確保するという事で申請があったものでございます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏夫君) 1番の岡島でございます。

今月19日に、塚田推進委員と2名で訪問をして、申請者の さんを訪問しました。内容は事務局言ったとおりでございますけれども、母屋を建て替えたいということです。これは、お孫さんが大学を卒業して、自宅から通うということだそうです。現在の出入りが裏側で、大体3mくらいの道路になっています。出入りが厳しいということと、母屋からこれ、裏が大体20m超えていますので、4mにしないとちょっと無理だなという話のようであります。そんなところで、裏側からは工業団地がもう大分進んできていますので、道路的には十分に裏側から出入りできる状況になっているかと思えます。こんな状況で、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

1番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図の5条、買受適格1をご覧ください。

当該土地は、裁判所から競売を実施する物件となっております。その買受申出に必要な買受適格証明願について、今後、農地法第5条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

申請人は、茨城県取手市で不動産業を営んでいる法人でございます。

競売物件である既存住宅の一部が農地のままになっており、今回、その競売物件を買い受けて、既存住宅の一部の農地を敷地拡張ということで、農地以外の地目に変更をしようとする計画となっております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(栗原光夫君) 8番、栗原です。

去る17日に、推進委員の橋本さんと2人で現地調査をしました。これは、先ほど説明どおり競売物件でありまして、我々はやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、慎重審議よろしくお願ひします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番(遠井 勝君) 7番の遠井です。

競売物件ということで、これ路地状敷地の農地の接道ということなんでしょうけれども、

現況は今どういう状態になっているのでしょうか。

○事務局（正能 光君） 現況はですね、自宅の庭といいますか、砂利敷ですかね、そのような状態ですね。ですから、農地の体はなしていません。

○7番（遠井 勝君） 今、調査員の栗原さんのほうからありましたとおり、この網かけ部分というのは、既存の宅地ということでございましょうか。ここに家が現在建っているということですよ。

○事務局（正能 光君） 一部載っかっているということですね。

○7番（遠井 勝君） ああ、なるほどね。はい、わかりました。やむを得ないかなと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1番の三俣地区の案件及び議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番の三俣地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。議案第4号の第5条の計画変更申請と議案第5号8番につきましては、譲受人が同一でございまして、一括にてご説明したいと思います。

位置図の28ページ及び35ページ、土地利用計画図の5条の計画変更をご覧ください。

本案件は、譲渡人が平成29年に建売住宅で転用の許可を得たものを今回、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅として転用するための変更申請並びに第5条の許可申請でございまして、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

担当の江森さんが入院中ということで、推進委員の宮内さんが に出かけ、 さんから話をお聞きしました。この土地は以前、建売住宅地として許可されたということですが、今回、自己用住宅に変更ということです。

この変更された土地に譲受人の さんが、両親が住む加須市内に自己用住宅を建設したいということで要望があり、売り渡したということがございます。現地は住宅地の角地で問題なく、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の変更計画申請について」の1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」の21件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の1番と2番は関連がございますので、一括してご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図の5-1、5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するものと、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、工事用進入路等にするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。また、工事用進入路及び電線の引き込みのため転用につきましても、譲渡人、譲受人は兄妹の関係で、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

17日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者・譲渡人 さん宅を訪ね、現地を確認し話を聞いてまいりました。この周囲につきましては、現在、太陽光が隣接に設置されます。また、 さんにつきましては今は耕作しておらず、 さんと売買契約をし、太陽光をやるということとございます。

それから、2番の案件につきましては、 さんと さんにつきましては、 さんも太陽光をやっているんですね。そういう関係で、貸し借りをしたいということだそうです。何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、敷地拡張により駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、の法人の駐車場を拡張するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

17日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者さん宅を訪れ、現地を確認し挨拶に行っていました。この場所につきましては、出入口がなく、また、

が駐車場という形でどうしても入りたいということで、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、駐車場を拡張するもので、資金計画等、

必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

11月17日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者の譲受人の代表の さん宅を訪れ、現地を見て話を聞いてまいりました。現在、檀家が大分ふえ駐車場が狭いということで、 さんの土地がちょうど駐車場の隣にございますので、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（2棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

11月17日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、現地を見てまいりました。また、申請者はずっと近くに住んでいませんので、隣接の地主さんに話を聞きました。この場所につきましては、大分前から耕作放棄地になって困っているという話をしておりました。これで解消されればいいなという話を、隣接の地主さんに聞いてまいりました。事務局の説明のとおりでございますので、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の33ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（7棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

19日ですね、推進委員の佐久間さんと さん宅を訪問して、お話を聞いてきたわけですが、もう既にこの周りも住宅が迫ってきておりまして、本人は先祖さんに申しわけないけれども、耕作する後継者いませんし、管理するのも大変でということでありました。2種農地ということですので、やむを得ないものと判断してまいりました。よろしくご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図34ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく19日ですね、推進委員の佐久間さんと さん宅をお伺いして、お話を聞いてきたわけですが、今回、27-3番地ということですが、ちょうどへこんでいるところに墓地がございます、墓地を避けて売買ということですが、 さんは、2軒できるというふうに話したけれども、今回出ているのは さんが一応準備が整ったということで、当日行ったときに、ちょうど測量で分筆している業者さんがおまして、その方たちにも話し聞いたんですけれども、2軒分だけれども、今回申請が出ているのは さん1軒だけということです。2種農地ということで何ら問題ないかと判断してまいりましたので、ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の36ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地で、農地改良後の耕作については小麦を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないと思われれます。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

11月20日、推進委員の宮内さんが さん、 さん宅に伺い、農地改良についてお話を聞いてまいりました。申請の土地は、水利・排水の便が悪く、耕作に不便のため、土盛りして農地改良するというごさございました。農地改良の後については、先ほど事務局が言いましたように小麦を作付するというごさで、何の問題もないかと思ひます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の37ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場、資材置場等にすることで、必要添

付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

23日に、松本昇推進委員と現地及び さんからお話を聞いてまいりました。譲渡人の さんは3年前ぐらいから入院しており、子供たちも独立し、家には残らないということで、後見人を通して、屋敷から全部一括で売却することになったということです。このような事情が のところまで話が進み、今回の申請になりました。 さんは現在、駐車場は自宅と公民館、幼稚園に隣接している2カ所にあり、いずれは自宅に近いこの土地を駐車場にしたいとのこととあります。このような事情で、やむを得ないと考え、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過しましたので、ここで休憩をとりたいと思います。20分まで暫時休憩ということで、よろしくをお願いします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

次に、11番の礼羽地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の38ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農業用倉庫及び農機具置場を設置しているもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、航空写真から昭和45年の線引き以前から存在することが確認でき、農業用の倉庫でありますので不許可の例外で、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。 さん本人ということで、 さんが出ておりますので、かわって報告します。

11月23日、推進委員の松本さんが現地にて さんから話を聞き、現地確認をしました。農地の大型農機集団の作業場は近年、経営規模の拡大や機械の大型化によって手狭になり、近くの さんから農業用倉庫、機械置場用として借り受けることになり、今回の申請とのことをございました。農業用の敷地のため、許可相当と判断しました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、 さんの入室をお願いします。

(入室)

○会長(小倉和夫君) 次に、1 2 番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の3 9 ページ及び土地利用計画図の5 - 1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅(2 棟)を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 2 番(野川良翁君) 1 2 番、野川です。

2 3 日に、松本昇推進委員と現地調査並びに譲渡人の奥さんにお話を聞いてまいりました。譲渡人のお母さんも高齢になり、息子さんも農業はやらないということです。現地もですね、建売住宅が隣接しており、事務局の説明のとおり第2 種農地と考え、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 3 番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の40ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

11月19日に、江川推進委員さんと2人で、現地にて さんと、それから代理人さんから話を聞いてまいりました。この土地は、譲渡人より売りに出されていたものを さんが買い取って、そこに建売住宅を建てたいということでした。そして、その図面でもおわかりのように、周りは宅地で、一角農地が残っていたわけですが、小さい面積でもありますし、やむを得ないのかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○推進委員（江川芳夫君） 推進委員の江川です。

この件につきましては、私と塩崎委員さんで現地を確認したんですが、そのときにですね、この の さんが取得したときの経緯がですね、この元地番の北谷の2099番の3となっていますが、ほかの地番は既に宅地になっているんですね。代理人の方の書類を見ましたところ、この土地は昭和50年に5条で さんに移転されているという書類を見たんですけれども、その辺は書類をちょっと確認してください。

5条が2回出るという形になるのかなというふうな気がしました。というのは、 さんになる以前は所有者は さんという方で、その方から さんになったときの経緯は、これは相続でもでもなく、売買ですので、当然5条の申請で118㎡買ったのではないかと、それは昭和50年というふうな登記簿を見たんですが、その辺を確認してください。5条の申請がですね、のまま所有権だけ移転になって、地目は変更されていないということですね。

その辺の経緯をちょっとわからなかったものですから。農転がどうかという問題じゃなくてですね、農転の場所についてはそんな何ら問題ないかということなんですが、その手続き上の問題、ちょっと登記簿等を見ていただければ、所有権移転の経緯がわかると思うんですが、その辺の見解を教えてください。

○会長（小倉和夫君） この案件につきまして、今、質問があったんですけれども、事務局で確認して後で報告するということで了解をお願いします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図41ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅の敷地拡張のため、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人と譲渡人は親子関係にあり、譲渡人が父親から相続したものを母親が借り受けるということがございます。

現地調査を行った結果、既存住宅は昭和45年以前から引き続き使用しているもので、農地性は第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

18日に、推進委員の石川さんと聞き取りと現地確認をいたしました。先ほど4条でも出た案件と同じ人なんですが、娘夫婦が相続した土地を母親に貸すというふうなことだそうですので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図4 2 ページ及び土地利用計画図の5－1 5 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

同じく18日に、推進委員の石川さんと さん宅で聞き取りと現地を確認してきました。さんと さんが親子関係で、実家の裏にある土地に住宅を建てるということで今回の申請になったそうです。現地は畑の状態で管理されているところで、周りが住宅地でありますので、耕作するにはちょっと不便かなというところで、やむを得ないかなというふうな判断でございます。審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の案件ですが、この案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に さんが該当します。議事の間、退席をお願いいたします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の4 3 ページ及び土地利用計画図の5－

16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を新設するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、資材置場の必要性、集落内等のことから、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員、13番、小倉でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

11月17日、細谷委員とともに さんの農地の前で現地確認をまいりました。この宅地部分になっているところは、何か相続がやっと決まったということで、家を壊していきまして、それに伴っての開発ということで、何ら問題はないと判断をまいりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件についてのご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、 さんの入室をお願いします。

（入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の44ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査の結果、第1種農地と判断され、農地改良工事後の耕作については小麦を作付することとなっております。また、農地改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

19日に、佐藤推進委員とともに現地にて譲受人、譲渡人の さんからお話を伺ってまいりました。現場につきましては、荒廃農地直前の農地という状況でございまして、それを耕作のために埋め立てをして小麦をつくりたいということで、やむを得ないのかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図45ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

19日ですか、塚田、鳥海両推進委員と3名で、現地の確認と聞き取りをしてまいりました。現地についてはですね、位置図を見ますと、大分畑が多いように見えるんですが、ほとんど畑はありませんで、周りも全部住宅で埋まっているという状況になっています。先ほど事務局が言ったように、2種農地ということで、この辺全てが住宅に変わりつつあるのかな

と、このように思います。

それから、聞き取りについては、
さんはもうここに住んでおりませんので、今回の申請をされた代理人の
さんという方に電話をしまして確認をしたところ、この方は相続で受け取って、農地についてもほとんどやってなく、住宅の供給にぜひ貢献したい、そんなことでありますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の46ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、行政書士事務所を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

譲受人、譲渡人は夫婦でございまして、使用貸借となっております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

同じく19日にですね、塚田推進委員と2名で現地調査、それから聞き取りをしてまいりました。実際に受人の
さんに聞いたところですね、ここに従業員と書いてありますけれど、せがれさんが大学を卒業して、行政書士の仕事を一緒に行うため、ここに事務所を建てたいということのようでありました。

それから、位置図を見ますとですね、現況の乾燥機の部分が7㎡ぐらいちょっとひっかかっています。45年以前のものだということでもありますので、今回のこの申請と同時に是正をしたいと、そんな中身のようにありますから許可相当と判断をしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の47ページ及び土地利用計画図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

同じく19日にですね、塚田推進委員と2名で現地、そして聞き取りをしまりました。現地についてはですね、流通センターということで、ほとんど開発されているところであり、川までちょっと田んぼが見えるようですけれども、ほとんどこのエリアも農地というものがなくなってきているように思います。そして、

さんに確認をしたんですが、実際には
を通しながら資材置場にしたいと、そんな中身があったようでございますので、許可相当と判断をしました。審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の48ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷の敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、自己用住宅敷を拡張し、自宅南側の農地へトラクター等の農業用機械の進入路を確保するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏夫君) 1番の岡島でございます。

19日にですね、塚田推進委員と2名で、現地調査並びに聞き取りを行ってまいりました。現地については、今、事務局が言ったように、ブロック塀と住宅の間の約2m20ぐらいを、トラクターが通って住宅の裏側にある畑に入っていたようでございます。状況からすると、ぎりぎり、年をとってきたのでトラクターが通りそうもない、危ないので広げたい、そんなことを言っておりました。

なお、隣の土地は、これ親戚なのかな、本家と分家の間のようにございまして、敷地を少し譲ってもらい、ブロック塀を壊して新しくつくるということで、危険を避けるためにはいいのかなと思いますので、許可相当と判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間もまた経過しましたので、ここで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

保留になっておりました5条の13番、北谷の件でございますけれども、以前に申請がなされているのではないかとということでございますけれども、登記簿を見ますと、昭和50年に売買がなされておりますが、当時の農業委員会の許可書、許可の履歴は確認できませんでした。登記所のほうに確認したのですが、登記所にも書類がなくて確認できないということでございますので、今回は改めて申請を受け付けして、このまま審議していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○推進委員（江川芳夫君） 今の説明ですと登記所は間違っただけということですか。

○事務局（落合高雄君） 事務局の落合でございます。

先ほどの法務局の確認の件ですけれども、電話で確認したところ、当初の書類の保存期間というのは10年となっております、既に10年たっているということなので、当時の提出書類がどういったものなのか、どういった経緯でそれが許可されたのかというのが確認できないという状況でございます。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

ですので、どちらが間違えたとかという、それ自体も確認できないので、今回、改めて受け付けをするということで説明したのですが。

○推進委員（江川芳夫君） そうしますと、今回、農業委員会で許可が出て、 さんから
さんに売買されるということは、この北谷の2099の3番地は登記簿上、2回5条の関
係が載ってくるということですね。そういうことがあり得るのかどうかということなんです。
以上です。

○事務局（正能 光君） 先ほどの農地法の5条の許可の内容が登記簿に載るか、載らないか
という話なんですけど、昭和48年から50年にかけての売買につきましては、農地法5条の
許可を条件として仮登記を行っている状況です。その後に、先ほど申し上げたとおり確認は
できないんですが、5条の許可を得ただろうということで、昭和50年に本登記になってお
ります。

○推進委員（江川芳夫君） 農転が2回かかっているということが問題にならなければ私はい
いと思うけれども、5条がなければ さんの名義にならないと思うんですよね。48年か
ら50年は許可されているということだと思っただけですね。

○7番（遠井 勝君） ちょっといいですか。

江川さんが言ったのは、48年に条件付きの仮登記が出ていて、50年に5条の許可で登
記がされているという感じですよ。仮登記から本登記にしたというのが、そのときに何か
出ているんじゃないかと思うんですがね。

○事務局（正能 光君） それは出てないです。48年に5条の条件付きの仮登記、50年に
売買というだけですね。普通に考えれば、5条の許可で売買があったのかな推測されますけ
れども、50年のときは売買というだけで、地目は畑のままなんですね。今度は例えば
が売買ということで、これは5条の許可で地目も変わるということになるんですね。

○7番（遠井 勝君） いや、それはいいんだけど、登記簿というのはずっと日付で残っ
ていくわけですよ。だから、今回、我々が許可を出したとしても、二重になってこないかね。

○推進委員（江川芳夫君） 50年のところに5条って登記簿に書いてないですか。

○事務局（正能 光君） 書いてないです。売買というだけです。

○推進委員（江川芳夫君） 5条の文言どこかに書いてなかったですか。

○事務局（正能 光君） それは仮登記で5条の条件というのは書いてあります。50年の所
有権移転は売買で、50年の1月7日売買というだけです。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 普通に考えれば、5条で許可があったので売買があったと推測はできませんけれども表記はありません。

○7番（遠井 勝君） 登記簿でいえば、多分、今回の議案の8番と同じような状況になるのかなど。所有権だけ移っていて、地目変更されてない。そして、最初の5条がまた次の5条にかかってくると。

○事務局（正能 光君） 今回、所有権移転のところは、50年1月7日に売買で さんの名義になっている、それだけですので、今回、その記録がございませんので確認できませんので、今回、改めて5条申請を受け付けて、それで審議して、それで売買ということになると思います。5条が重複表記にはならないです。

○推進委員（江川芳夫君） 地目変更にしろ、所有権移転にしろ、その要件の添付書類をつけなければ、法務局のほうは受理しないんだよ。

（「だから、あったと思われる」と言う人あり）

○推進委員（江川芳夫君） だから、当然5条なりをとって、その許可書のもとに権利移動なり地目変更が行われるんです。それがないということは、農業委員会としていろいろ状況を判断してどういうふうに判断するかということだと思います。

○7番（遠井 勝君） 許可しても支障はないというのはわかるんですよ。今意見が出たことを明記しておいて、再調査ということで、5条を出して決着したほうがいいんじゃないのかな。

○事務局（正能 光君） 推進委員さんがおっしゃったように、登記簿で所有権移転しているのが確認できるので、手続きはとったということは考えられるんですね。ただ、もう既に許可書がなくなっている状況ですと、今回の8番のような手続きをとって承認を与えるかどうかを判断するのがよいと思いますが。

○推進委員（江川芳夫君） はい、わかりました。

（「そうですね」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、13番の案件については疑問点もあろうかと思いますがけれども、採決をとりたいと思います。原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。ご協力ありがとうございました。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） それでは次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）」でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定案件でございます。新規分248筆、面積にして27万6,487㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当課の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自

己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員さんが該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第7号の審議が終了しましたので、 委員さんには入室をお願いいたします。

(委員入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号につきましてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、農地法第5条の許可申請書の取り下げ2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でありますが、市街化区域内の農地転用の届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出157件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） きょうはですね、30分繰り上げということで、1時から総会が始まりましたが、難しい案件があり大変長時間にわたって慎重審議をいただき、ありがとうございました。今後、難しい案件がありましたら、事前に事務局に相談していただければ、もっと時間が早く終わるんじゃないかなと思います。皆様方のご協力をよろしく願い申し上げます。

これをもって、平成30年第11回農業委員会を閉会といたします。

閉会 午後 4時00分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年11月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 岡 島 敏 雄

署名委員 野 口 悦 夫